

競争的資金等に係る不正使用防止計画

平成31年1月10日

公益社団法人 日本医師会

目 次

- 競争的資金等の不正使用防止に向けた日本医師会の取組方針 (P1)

- 競争的資金等の不正使用を発生させる要因と具体的な不正使用防止計画 (P2)

- 日本医師会における競争的資金等の適正な運営・管理のための行動規範 (P4)

○ 競争的資金等の不正使用防止に向けた日本医師会の取組方針

日本医師会は、以下の方針により競争的資金等の不正使用防止に取り組めます。

- ・競争的資金等は国民の税金が原資であることを念頭に、社会に対して説明責任を果たせる仕組みを構築し、不正に対しては断固たる姿勢で臨みます。
- ・研究過程における不正使用を誘発する背景や要因を把握し、不正使用防止のために真に有効な対策を行います。制度や手続きの改善に留まらず、競争的資金等に関する本会・各部署の組織風土、役職員の意識、本会内のコミュニケーションについても改善を図ります。
- ・単なる規制強化だけでは実効が上がらないことを認識し、役職員の意見を踏まえ、研究の実情に即した競争的資金等の管理のあり方を追求します。研究の円滑な遂行を妨げることなく不正使用を抑止できる、本会に相応しい競争的資金等管理の仕組みを構築することを目指します。
- ・競争的資金等の不正使用をなくすためには、競争的資金等のルール改善等も有効であることから、競争的資金等制度の改善に向けて、関係各省庁や関係機関に対し積極的に働きかけを行います。

【参考】 日本医師会における競争的資金等の適正管理に関する規程（抜粋）

（基本方針）

第4条 本会の競争的資金等の不正使用防止に係る基本方針は次のとおりとする。

- (1) 管理・運営に係る者の責任と権限の体系を明確化し、本会内外に公表する。
- (2) 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定し、定期的に見直すことにより、実効的な抑止機能を備えた管理・運用体制の構築を図る。
- (3) 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う体制を整備する。
- (4) ルールに関する理解を本会内の構成員に浸透させ、本会内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。
- (5) 不正発生の可能性を最小限にすることを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。

○ 競争的資金等の不正使用を発生させる要因と具体的な不正使用防止計画

	不正を発生させる要因	不正防止計画
①	ルールと実態の乖離 (発注権限のない研究者が発注、例外処理の常態化など)	発注権限のない研究者からの発注や、例外処理を認めない規程遵守を職員に周知させる。
②	決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確	日本医師会経理規程等に則り、伺書・命令書等の必要書類を簡潔に作成することを徹底する。物品購入、役務遂行後、すみやかに事務局まで提出を求める。
③	予算執行の特定の時期への偏り	研究の進行と予算執行の点検を定期的に実施する。年度内に使いきれずに返還してもその後の採択に悪影響がないことなど、研究者には、その内容について理解したことの誓約書を適宜求める。
④	取引に対するチェックが不十分	競争的資金等の運営・管理に関与する担当課の職員に対し、規程に基づき、忠実に業務執行すべきことを周知する。
⑤	同一部署における同一業者、同一品目の多頻度取引、特定の部署のみでしか取引実績のない業者や特定の部署との取引を新規に開始した業者への発注の偏り	日本医師会経理規程に則り、見積もり、相見積もりの提出を求める。同一業者、同一品目の多頻度取引の傾向が見られる場合、適宜、研究者に質問をする。
⑥	データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検など、特殊な役務契約に対する検収が不十分	特殊な役務契約の場合にも、提供された役務内容を示す書類、画像等の一部のコピーの添付等を求める。
⑦	検収業務やモニタリング等の形骸化	受領印による確認のみとせず、極力すべての物品につき購入金額に関わらず、担当課の職員が複数で検収をする。また、事後抽出による現物確認の徹底を行う。 内部監査は監査マニュアルにもとづき、適切に実施する。

⑧	業者による納品物品の持ち帰りや納品検収時における納品物品の反復使用	(一定の条件を満たす) 業者に対し、取引前に法令・規則等を遵守する旨の誓約書を徴取する。 また、反復使用ができないよう、現物への検収済み印の押印等を行う。
⑨	出張の事実確認等が行える手続きが不十分	出張命令(依頼)書の作成、確認を徹底するとともに、必要に応じて出張事実を証明する書類等の確認を励行する。
⑩	個人依存度が高い、あるいは閉鎖的もしくは牽制が効きづらい職場環境	規程に基づく業務遂行の徹底。 必要に応じ、事務局各部署が連携をとり、対処する。

○ 日本医師会における競争的資金等の適正な運営・管理のための行動規範

日本医師会の役員および職員は、次の行動規範にもとづき競争的資金等の適正な運営・管理を行う。

(1) 公的機関としての責任

競争的資金等の主たる原資が国民の税金であることを念頭に、高い倫理意識をもって、国民の期待と信頼に応えるべく予算を執行する。

(2) コンプライアンス

関係法令及び関係規程等を常に遵守し、談合や癒着などの不正な取引を排し、適正に予算を執行・管理する。

(3) 説明責任

最も効果的・効率的な方法で事業を遂行するため、仕様・要求を明確化し、透明性を確保し、予算執行に関する説明責任を果たす。

以 上